

埼玉県報

第 2943 号 平成 29 年(2017 年) 10 月 13 日 金曜日

目 次

告示

- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 〇 行政書士の処分(市町村課)
- O WTO に基づく一般競争入札の中止の公告(税務課)
- 埼玉県自動車税等コンビニエンスストア収納代行業務委託に関する入札公告(税務課)
- マイクロフォーカス X線 C T装置に関する落札者等の公示(入札課)
- 特定非営利活動法人の認定に係る公示(共助社会づくり課)
- 埼玉県多子世帯応援クーポン事業委託業務に関する契約の相手方等の公示(少子政策課)
- 東第二土地改良区の役員就退任届(東松山農林振興センター)
- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更(都市計画課)
- 桶川市坂田西特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出(市街地整備課)
- 大宮公園清掃・警備業務委託に関する落札者等の公示(大宮公園事務所)
- 国道 122 号の区域変更に係る県報登載及び縦覧について(杉戸県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)

埼玉県告示第千九十四号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百 七 十九号) 第百十四条、 第百 七 条及 び

第 百十八条の規定によ *b*, 自衛官の 募集に 0 1 て 次の とお り 告示する。

平成二十九年十月十三日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

募集種

自衛官候補 生

応募資格

1 採用予定月 \mathcal{O} __ 日 現在におい て年齢十 八歲以上二十七歲未満 \mathcal{O} 日 本国 籍を有

す んる者

口 自衛 隊法 (昭 和 三 十 九 年 法 律第百六十五号) 第三十八条第 項に 規定する欠

格事由に該当しな V 者

採用試験の方法

1 筆記試: 験 (国語、 数学、 社会及び作文)

口 口述試験

適性検査

= 身体検査

兀

募集期間

平成二十九年十 月十六日 (月) から十月二十六日 (木) まで

五. 入隊時 期 (採用予 定月)

平成二十九年十一月 下旬 又は平成三十年三月下 旬 カコ ら 兀 月 上

六 試験期日並びに 試 験 場 \mathcal{O} 位置及び名称

1 **、験期日**

平成二十九年十 一月 日 (水)

口 試 験場の位置及び名称

東京都 練馬区大泉学園 町

陸上自衛 隊 朝 霞 駐屯 地

七 応募者の受付

各市役所 各 町 村 役 場並 び に 自衛隊埼玉地方協力本部 (埼玉 一県さい たま市浦 和

区常盤四丁目 + 番十五号浦 和 地方合同庁舎三階 電話 四八 八三一 六

及 び 地 域 事 務所 12 お V 7 受け付け る

各 域 事務所 \mathcal{O} 位置 及 び

埼玉 県さ たま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地 Μ S 1 ピ ル

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八一六五一一二四二〇)

埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

口

(電話○四―二九二三―四六九一)

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地

内

ハ

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八—四六六—四四三五)

二 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビルニ;

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ

埼玉県秩父市宮側

町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四一二二一六一五七)

埼玉県告示第千九十五号

行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) 第十四条第二号の規定による処分をした

ので、次のとおり公告する。

平成二十九年十月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

処分を受けた行政書士

イ 氏名

田上 希典

ロ 事務所の名称

たがみ行政書士事務所

ハ事務所の所在地

埼玉県所沢市緑町 一丁目一番十一号新所沢グリー ン ハ イツ四一九

二 登録番号

第〇九一三〇八五三号

処分をした年月日

平成二十九年十月五日

三

処分の内容

三月間の業務の停止(平成二十九年十月二十日から平成三十年一月十九日まで)

埼玉県告示第千九十六号

ア収納代行業務委託に関する入札公告)は、取り消す。平成二十九年埼玉県告示第九百三十九号(埼玉県自動車税等コンビニエンススト

平成二十九年十月十三日

埼玉県告示第千九十七号

平成二十九年十月十三日一般競争入札に付する。

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県自動車税等のコンビニエンスストア収納代行業務委託 3,576,200件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年1月1日(月)から平成33年2月28日(日)までとする。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、1件当たりの単価(小数点第2位まで)を入力し、又は記載すること。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成28年埼玉県告示第999号)に基づき、「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類:その他業務、小分類:コンビニエンスストア収納代行業務」に登録された者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 入札参加申請日から過去2年の間に、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市又はこれらと同程度の

人口規模を有する自治体で、地方税又は公共料金のコンビニエンスストア収納 代行業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (6) 入札説明書及び仕様書に定めるコンビニエンスストア等の収納データの受信 処理等が可能な者であること。
- (7) 「ISO/IEC 27001」の要求事項に適合していることの認証又は プライバシーマークの認定を受けている者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税 務課納税・管理担当 田口 電話048-830-7606(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

この公告の日から平成29年11月13日(月)午後5時(競争入札参加資格確認申請書の提出期限)までの間、上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年12月4日(月)午前10時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
 - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年12月1日(金)午後5時まで(必着)

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年12月4日(月)午前10時 まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課 平成29年12月4日(月)午前10時20分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に予定数量3,576,200件を乗じた金額に入 札保証金の率 (100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、 埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、見積もった契約単価に予定数量3,576,200件を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年11月13日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。
- イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に108分の100を乗じて 得た価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者 とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年11月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受 注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Subcontracting for Saitama Prefecture Automobile Tax Payment Service at Convenience Stores and Relevant Data Processing (3,576,200 Data Files)

(2) Deadline Period for Bids:

By Registered Mail: Friday, December 1, 2017 by 5:00 p.m.
By Electronic Bidding System or Submission in Person: Monday, December 4, 2017 by 10:00 a.m.

(3) Contact Information:

Tax Payment Management Group

Taxation Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-7606

埼玉県告示第千九十八号

平成二十九年十月十三日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

- 1 購入等件名及び数量 マイクロフォーカス X 線 C T 装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業技術総合センター 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 落札者を決定した日平成29年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社東陽テクニカ 東京都中央区八重洲1丁目1番6号
- 5 落札金額 42,766,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成29年6月23日

埼玉県告示第千九十九号

次 の特定非営利活動法人を認定したので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十五条第一項の規定により、 同法第四十九条第二項の規定により公示

平成二十九年十月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一名称

特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会

一代表者の氏名

柴田 忠雄

三 主たる事務所(及びその他の事務所)の所在地

イ 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市三本千九百二十七番地二

その他の事務所の所在地

口

埼玉県熊谷市小江川四百二十九番地

四 当該認定の有効期間

平成二十九年十月十三日から平成三十四年十月十二日まで

埼玉県告示第千百号

平成二十九年十月十三日相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

- 1 購入等件名及び数量埼玉県多子世帯応援クーポン事業委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県福祉部少子政策課企画・子育てムーブメント担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年8月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日本アイデックス 東京都豊島区池袋2丁目65番18号
- 5 契約金額 222,884,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

示

埼玉県告示第千百一号

住所について、次のとおり届出があった。 東第二土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十九年十月十三日

埼玉県知事 上 田 清

司

職名	退 任	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	職名	就 任
氏		永	田	金	新	清	岩	柴	作	柴	小	秋	小	江	田	森	伊	荒	野	小野	氏	
名		瀬	島	子	井	水	﨑	﨑	Щ	﨑	林	Щ	林	中	島	田	藤	井	口	澤	名	
		芳	悠	勝		和	和	康	_	和	良	圭	利	安	英次		正	秀	秀	博		
		和	次	美	隆	明	夫	次	夫	男	久	扶	安	秋	郎	博	幸	明	夫	司		
住		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼 玉	住	
所		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	県比企	所	
		川島町	同	吉見町	同	川島町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	郡吉見町		
		大字	同	大字	同	大	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大字		
		子下小見野九百五十九番地一	飯島新田二百九十六番地三	子江和井三百七十九番地	松永五番地	字芝沼百三十六番地	荒子七百四十五番地一	蚊斗谷三十七番地六	蓮沼新田百三十番地二	高尾新田四十七番地一	久保田新田二百二十九番地二	久保田新田百四十八番地	須野子新田十番地一	飯島新田六百六十一番地一	飯島新田二百七十一番地	飯島新田二百七十五番地	江和井三百四十七番地一	江和井二百四十八番地	江和井千六百十二番地一	子江和井五百七十番地		

同 同 同 理

田 荒 小

夫 明 司 紀

同 同 同 同 久保田新田八十五番地一同 同 同 同 同 江和井二百四十八番地同 同 同 同 汇和井五百七十番地

邉 井

貞 秀

野澤

博 正

宮

澤

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 事 利根 柴 小 作 新小秋 田 Ш 安 英次 郎秋博 次安夫次久扶 同同同 同 同 同 同 同 同 同 同同 同同 島 見 島 町 町 大字江和井三百四十 大字松永二十二番地 同 大字芝沼百三十六番地 同 同 同 同 荒子六百五十三番地 下 久保田新 蚊斗谷三十七番地六 須野子新田十番地一 蓮沼新田百三十番地二 高尾新田七十 久保田新田二百二十九番地二 飯島新田二百七十 島新田二百九十六番地三 小見野六百三十二番地 田百四十八番地 八番地 -一番地三 · 一 番 地

同

同

飯島新田六百六十

番地

飯島新田二百

七十五

番地

埼玉県告示第千百二号

例第六十一号)第六条第四項の規定により、 \mathcal{O} 区域を変更したので、 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条 次のとおり告示する。 予定建築物の用途を限り指定した土地

為等の規制に係る事務を担当する課におい センター及び当該市町村の都市計画法 なお、 変更した土地の区域を示す図面は、 (昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行 て縦覧に供する。 当該市町村の区域を所管する建築安全

平成二十九年十月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更した予定建築物の用途を限り指定した土地の区域

鳩山町	市町村
大字竹本の一部	土地の区域
流通業務・工業施設	予定建築物の用途

一 変更年月日

平成二十九年十月五日

埼玉県告示第千百三号

ので、同条第二項の規定により公告する。 桶川市坂田西特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があった 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により

平成二十九年十月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

廿 楽 正 夫 埼玉県桶川市大字坂田百十九番地六

示

埼玉県告示第千百四号

桶 川市上日 土地区画 ので、 整理法 出谷南特定土地区画 同条第二項の規定 (昭和二十九 に 整理組合か 年法律第百 ょ り公告す ら理事 る 十九号) \mathcal{O} 氏名及 第二十九 Ţ 条第 住 所 \mathcal{O} _ 変更 項 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 届 12 出 ょ が あ 1)

平成二十 九年十月十三日

埼玉 知 上 田 司

退任し 理 事 \mathcal{O} 氏 名及 び

崎 孝 男 埼玉県 桶 Ш 市 大字 上 日 出 谷千 百 八 地

江 誠 埼玉県 Ш 市 大字 日 出 谷 九 百 + 九 番地三

岸 茂 玉県 市 大字 日 谷 九 百 五. +-七番

岸 德 埼玉県 桶 市 大字上 日 出谷千百 干 ·八番地

岸 紀 埼玉県 桶 Ш 市 大字 上 日 出 百 谷 千 百 九 番 地

小

埼玉県

桶川

市

大字

上

日

出谷九百二十四

番地二十

五.

小 司 埼玉県 桶 Ш 市 大字 上 日 出谷千百四十一番地

白 埼玉県 桶 Ш 市 大字上 日 出谷 九百三十五番地

関 恒 埼玉県 桶 Ш 市 大字下 日 出 谷 八百二十七番地百三十

中 文 秀 埼玉県 桶 市 大字下 日 出 谷六百 八十三番地

堤

埼

玉県

桶

Ш

市

大字上

日

出谷千七十六番地二十

長 武 埼玉県 桶 市 大字 上 日 出 谷 七 百 四十 -八番地

長 德 治 玉県 桶 Ш 市 大字 上 日 出 谷 六 百 +-九番地

長 長 初 操 埼 玉県 玉県 市 大字 大字 上 上 日 出 谷 谷千百七 九 百十 八番地五 +-九番地

市

日

長 島 好 文 埼玉県 桶川 市 大字 上 日 出谷千百五 十四番

原 島 貞 夫 埼玉県桶川 市 大字 上 日 出谷 八 十番 地

原 島 忠 男 埼 玉 県 桶 Ш 市 大字 上 日 出 谷百三番 地

就任 た 理事氏 名及 び 住

森

谷

金

埼

玉

桶

Ш

市

大 字上

日

出

谷

九

百

八

+

番

地

岩 埼 玉県桶 Ш 市 大字 上 日 出 谷千 百 八 番 地

江 誠 埼 玉県 桶 Ш 市大字 上 日出 谷 九 百 +九番地三

岸

玉

桶

Ш

市

大字

上

日

出

谷

九

百

五.

+

七番地二

玉 Ш 市 大 字 上 日 出 谷 千 百 九 番 地

玉 Ш 市 大字 上 日 出 谷千 百 1十三番 地

熊 井 埼 玉 Ш 市 大字上 日 出 谷百 九 + -七番地

島 島 П 根 子 林 池 昇 正太郎 忠 司 安 貞 初 文 恒 敏 尚 文 秀 武 夫 一 埼玉県 埼玉県! 埼玉県! 埼玉県! 埼 埼 埼 埼玉県桶川 埼玉県桶川市大字上日出谷千八十五番地 埼玉県桶川市大字下日出谷八百二十七番地百三十 (玉県桶川・ 玉県桶川 玉県 玉県 玉県 玉県 玉県 桶川 桶川 桶川 桶川 桶川 桶 市大字上 市大字上 市大字上 市大字上 市大字 市 市 市大字下日出谷六百八十三番地 市 市 市大字上日出谷九百八十一番地十二 市大字上 大字上 大字上 大字上 大字 上 上 上日出谷九百十八番地五上日出谷千百七十九番地 日出谷 日出谷 日 日出谷千百五 日出谷九百三十五番地 日 日出谷千百四十 日出谷千百 出谷百三番 出谷千百四番地二 八百五 八 十番 五 地 +地 十四番地 十五番地三 - 一番地 番 地

原

長

長

長

中

田

関

白

澁

小 小

栗

玉県桶

大字上

日出谷千七

地

埼玉県告示第千百五号

平成二十九年十月十三日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

- 1 購入等件名及び数量 大宮公園清掃・警備業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県大宮公園事務所管理担当 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目
- 3 落札者を決定した日平成29年9月22日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社昭和綜合サービス 埼玉県さいたま市南区大字太田窪2745番地
- 5 落札金額 171,828,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成29年7月28日

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号告 宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

道路の種類 一般国道

線 名 百二十二号

三 道路の区域

新	旧	旧 新				
.,		別				
先まで	蓮田市関山四丁目三四二九番一地先	区				
目 三 三 二 一 十 一 出	5司万曷山三广] 三三五)(香一也 四市関山四丁目三四二九番一地先	間				
四九・〇〇~	二五・〇〇~	(メートル)				
— Р С		(メートル)				
		備				
		考				

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開 発

行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

一許可番号

平成二十九年四月十九日

指令川建セ第二八〇〇六六〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十月六日

川建セ第二九〇〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字西堀四百六十五番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市今成二丁目三番地三十八

田村 自

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一許可番号

平成二十九年九月二十七日

指令越建セ第二八〇〇二二三号

一検査済証番号

平成二十九年十月六日

越建セ第二二六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島四百三十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字目沼三百九十九番地七十五

實川 竜馬